

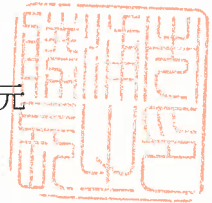


勝浦市告示第103号の1

地方自治法第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、財務規則第57条の2第2項の規定により告示する。

令和3年10月1日

勝浦市長 土屋 元



- 1 指定代理納付者の所在地及び法人名  
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7  
株式会社 DGフィナンシャルテクノロジー
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
勝浦市ふるさと応援寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和3年10月1日から令和4年1月3日まで